

# ひまわりの園短期入所サービス

## 運営規程

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

社会福祉法人 健翔会

# ひまわりの園短期入所サービス運営規程

## 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

### 第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人健翔会が設置する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供することを目的とする。

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の運営方針）

第2条 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立って指定短期入所生活介護サービスの提供に努める
- 3 地域との結び付きを重視し、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、他の居宅サービス介護事業者、その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自律を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行なうとともに、利用者の自律の可能性を最大限引き出す支援を行なう。
- 5 サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）へ報告する。
- 6 利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行なうことを基本としたサービス提供に努める。

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の区分及び定数)

第3条 指定短期入所生活介護従事者（指定介護予防短期入所生活介護従事者）として次の職種を配置する。ただし、特別養護老人ホームと兼務することができる。

- |              |      |
|--------------|------|
| 一 管理者        | 1名   |
| 二 医師(嘱託医)    | 1名   |
| 三 生活相談員      | 1名以上 |
| 四 介護職員又は看護職員 | 4名以上 |
| 五 管理栄養士      | 1名以上 |
| 六 機能訓練指導員    | 1名以上 |

- 2 前項に定めるもののほか必要がある場合には、定数を超えその他の職員をおくことができる。
- 3 前2項に定める指定短期入所生活介護従事者と指定介護予防短期入所生活介護従事者については、兼務する。

(職務分掌)

第4条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

- 一 管理者
- イ 短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）を作成し、その説明を行い同意を得、交付する。
  - ロ 従業者を指揮監督し、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なう。
- 二 医師
- 利用者に足して、健康管理及び療養上の指導を行なう。
- 三 生活相談員
- 利用者及びその家族からの相談援助ならびに短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）の作成に当たっては、管理者を補助し、サービス目標達成状況の記録を行なう。
- 四 介護職員又は看護職員
- 短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）に従った看護及び介護を行なう。
- 五 管理栄養士
- 給食管理、利用者の栄養管理を行なう。
- 六 機能訓練指導員
- 利用者が、日常生活を営むのに必要な機能の改善又は減退を防止するための訓練を行う。

### 第3章 利用定員

(定員)

第5条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の定員は、10名とする。

ユニット数 1 1F（ユニット①10名）

### 第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(介護)

第6条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行なうよう適切に支援する。
- 3 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことも入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 利用者の心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- 5 おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
- 6 前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 7 利用者への介護は、当該事業所の従業者及びひまわりの園従業者に提供させる。

(食事の提供)

第7条 食の提供に当たっては利用者の心身の状況、嗜好、栄養に配慮した食事を提供する。

- 2 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う
- 3 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する
- 4 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が食堂で食事を摂ることを支援する。

(機能訓練)

第8条 利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第9条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

2 医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、利用者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載する。ただし、健康手帳を有しない利用者についてはこの限りでない。

(相談及び援助)

第10条 常に利用者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第11条 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援する。

2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(サービスの利用料)

第12条 介護保険制度における利用料は介護報酬の告示上の額とする。又、利用者負担の割合については、介護保険負担割合証に記載された割合とする。

一 法定代理受領サービスに該当する利用料

(1) (併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費)

法定代理受領サービスに該当する利用料は、別紙『重要事項説明書』当事業所が提供するサービスと利用料金の介護保険の給付対象となる利用料に定める額とする。

(2) (介護予防短期入所生活介護加算)

法定代理受領サービスに該当する利用料は、別紙『重要事項説明書』当事業所が提供するサービスと利用料金の介護保険の給付対象となる利用料に定める額とする。

(3) 併設型ユニット型短期入所生活介護費

法定代理受領サービスに該当する利用料は、別紙『重要事項説明書』当事業

所が提供するサービスと利用料金の介護保険の給付対象となる利用料に定める額とする。

(4) 短期入所生活介護加算

法定代理受領サービスに該当する利用料は、別紙『重要事項説明書』当事業所が提供するサービスと利用料金の介護保険の給付対象となる利用料に定める額とする。

二 法定代理受領サービスに該当しない利用料金は、別紙『重要事項説明書』当事業所が提供するサービスと利用料金の介護保険の給付対象とならない利用料に定める額とする。

三 食事の提供に要する費用は、別紙『重要事項説明書』当施設が提供するサービスと利用料金食費及び居住費に定める額とする。

四 居住費の提供に要する費用は、別紙『重要事項説明書』当施設が提供するサービスと利用料金食費及び居住費に定める額とする。

2 その他の利用料

一 特別な食事

1,000 円～2,000 円程度／回

二 理美容代

実費

三 第 14 条第三号から第五号に定める送迎に要する費用

500 円／回

四 レクリエーション

実費

五 複写物の交付

実費

六 契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

1 日当たり 2,006 円／日

3 前 2 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者・利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者・入居者又はその家族の同意を得る。

(利用料の軽減)

第 13 条 低所得者及び生活保護受給者である場合には別に定める軽減規定に基づき利用料を軽減することができる。

## 第5章 通常の送迎の実地地域

(送迎の実地地域)

第 14 条 通常送迎を行う地域は次のとおりとする。

- 一 鳥栖市
- 二 三養基郡
- 三 久留米市
- 四 小郡市
- 五 筑紫野市

## 第 6 章 サービス利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第 15 条 利用者は指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を受ける際に次の各号に留意するものとする。

- 一 機能訓練室を利用する際の留意事項
  - イ 機器の使用は、当事業所の職員の指導により行う。
- 二 衛生管理に関する留意事項
  - イ 来所持は、当事業所で準備した手指消毒液にて消毒を行う。
  - ロ 飲食物、酒類の持ち込みは、原則として禁止する。
- 三 その他
  - イ 喫煙は定められた場所で行う。
  - ロ 主治医又はその他の医師から心身の状態に関して、何らかの指示を受けた場合は、速やかに当事業所の職員へ連絡する。
  - ハ 事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は行わない。
  - ニ 居室内での火気の取り扱いは禁止する。

## 第 7 章 運営に関する事項

(手続き内容の説明及び同意)

第 16 条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者(介護予防短期入所生活従事者)の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の入居申込者のサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い当該提供の開始について入居申込者の同意を得る。

(指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の開始及び終了)

第17条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的な居宅において日常生活を営むのに支障がある利用者を対象に、指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)を提供するものとする。

2 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保険医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(提供の拒否の禁止)

第18条 正当な理由無く指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第19条 通常の送迎の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第20条 指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供を求められた場合は、その利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)を提供するように努める。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第21条 指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるとき



は、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第 22 条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービス利用状況等の把握に努める。

(居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）との連携)

第 23 条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供するにあたっては、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

2 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供の終了に際しては、  
利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する情報の提供及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 24 条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条の各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 25 条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供する。

(サービスの提供の記録)

第 26 条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供した際には、当該指定短期入所生活介護（当該指定介護予防短期入所生活介護）の提供日

及び内容、当該指定短期入所生活介護（当該指定介護予防短期入所生活介護）について、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載する。

- 2 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第 27 条 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の内容、費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の取扱方針）

第 28 条 利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行う。

- 2 各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 利用者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 利用者の自律した生活を支援することを基本として、利用者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 従業者は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- 7 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 8 自らその提供する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の質の評価を行い、常にその改善を図る。

（短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活計画）の作成）

第 29 条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して利用することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者（介護予防短期入所生活介護事情者）と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）を作成する。

2 短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）は、既に居宅サービスが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

3 管理者は、短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の又はその家族の同意を得る。

4 管理者は、短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）を作成した際には、当該短期入所生活介護計画（当該介護予防短期入所生活介護計画）を利用者に交付する。

（利用者に関する保険者への通知）

第 30 条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

一 正当な理由なしに指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

## 第 8 章 緊急時における対応方法

（緊急時等の対応）

第 31 条 現に指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者（指定介護予防短期入所生活介護事業者）が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）

第 32 条 利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る

居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 4 前項の損害賠償においては、当事業所が加入している保険の範囲内において行う。

## 第9章 非常災害対策等

（非常災害対策等）

第33条 消火設備その他の非常災害に必要な設備を設ける。

- 2 非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 指定短期入所生活介護事業所と指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備及び備品については、共有する。

## 第10章 その他の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第34条 利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所）ごとに従業者の勤務の体制を定める。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行う。
  - 一 日中については、ユニットに常時1名以上の介護職員又は看護職員を配置する。
  - 二 夜間及び深夜については、2ユニットに1名以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。
  - 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置する。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所）ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活事業所）の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）を提供する。ただし、利用者

の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 4 短期入所生活介護従業者（介護予防短期入所生活介護従業者）の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

（定員の遵守）

第 35 条 利用定員及び居室の定員を超えて利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行わない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、その限りでない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 36 条 虐待の防止の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従事者に周知徹底を図るものとする。
  - 二 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
  - 三 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
  - 四 前三項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
2. 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等の協力するよう努める。

（衛生管理等）

第 37 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な処置を講ずる。

- 2 当該指定短期入所生活介護事業所（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所）において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる。

（掲示）

第 38 条 指定短期入所生活介護事業所（指定介護予防短期入所生活介護事業所）の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従事者（介護予防短期入所生活介護従業者）等の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（秘密保持等）

第 39 条 指定短期入所生活介護事業所（指定介護予防短期入所生活介護事業所）の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を

洩らさない。

- 2 指定短期入所生活介護事業所（指定介護予防短期入所生活介護事業所）の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らさないよう、別に定める個人情報保護規程に基づき必要な措置を講じる。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る。

（広告）

第 40 条 指定短期入所生活介護事業所（指定介護予防短期入所生活介護事業所）について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしなない。

（居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者）に対する利益供与の禁止）

第 41 条 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

（苦情解決）

第 42 条 提供した指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 提供した指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 保険者からの求めがあった場合には、前項の改善内容を保険者に報告する。
- 5 提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

（会計の区分）

第 43 条 指定短期入所生活介護事業所（指定介護予防短期入所生活介護事業所）ごと

に経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

（地域等との連携）

第 44 条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

（記録の整備）

第 45 条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

- 一 短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）
- 二 第 26 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- 三 第 28 条第 7 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第 30 条に規定する保険者への通知に係る記録
- 五 第 32 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- 六 第 42 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

附 則

この規程は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 3 月 31 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 4 年 3 月 1 日より施行する

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。